

令和5年9月20日

保護者の皆様へ

守口市立梶中学校  
校長 林 安喜夫

### 大阪府の高校授業料無償化制度改正（案）について

みだしのことにつきまして、守口市教育委員会を通じて大阪府教育庁施  
財務課長及び同庁私学課長より周知依頼がありました。

この度の制度改正により、私立高校・公立高校ともに現在の中学3年生  
と中学2年生は高校2年生時から、中学1年生以下は高校1年生時から新  
制度の対象となります。

つきましては、大阪府作成の（別紙）制度改正のお知らせを配布いたし  
ますのでご覧いただきますようお願いいたします。

# 高校授業料無償化制度が変わります!!

## 何が変わるの？

- ◆ 私立・公立高校ともに、**所得や子どもの人数にかかわらず授業料負担がなくなります。**
- ◆ **府外の高校等(※)に通う場合も授業料無償化の対象**となります。※対象校は今後決定

## いつから変わるの？

- ◆ **高校に入学する年度によって制度が変わります。**

令和6年度入学（現中3）：高校2年生時（令和7年度）から無償

※令和7年度は一部授業料負担が生じる場合があります。

令和7年度入学（現中2）：高校2年生時（令和8年度）から無償

令和8年度入学（現中1）：高校1年生時（令和8年度）から無償

## 学年別・進路別の授業料負担額をチェック ↓

### 現在の中学3年生・中学2年生

		高校1年生	高校2年生	高校3年生
① 進学先は 私立？ 公立？ ※1	① 私立 ② 590万円未満	無償	無償	無償
	子どもの人数は？			
	3人以上	無償	無償	無償
	2人	10万円	無償	無償
	1人	20万円	無償	無償
② 世帯年収 (めやす) は？	① 私立 ② 590～800万円	10万円	無償	無償
	子どもの人数は？			
	3人以上	10万円 ※2	無償 ※3	無償
	2人	30万円 ※2	無償 ※3	無償
	1人	最大48万円 ※2	無償 ※3	無償
	① 私立 ② 800～910万円	授業料全額	無償 ※3	無償
① 私立 ② 910万円以上	無償	無償	無償	
① 公立 ② 910万円未満	無償	無償	無償	
① 公立 ② 910万円以上	118,800円	無償	無償	

(※1) 大阪府内の私立高校(全日制)、府立高校(全日制)に進学した場合の例です。  
私立高校等は、大阪府が指定する就学支援推進校であることが必要です。

(※2) 授業料が60万円を超える学校は、表示の額に加え、「授業料-60万円」の負担が生じます。  
【例】授業料65万円の場合、5万円は保護者負担 (65万円-60万円=5万円)

(※3) 現在の中学3年生: 授業料が63万円を超える学校は、「授業料-63万円」の負担が生じます。  
【例】授業料65万円の場合、2万円は保護者負担 (65万円-63万円=2万円)  
現在の中学2年生: 授業料負担はありません。

### 現在の中学1年生以下

私立・公立高校ともに、高校1年生時から授業料が全額無償になります。

※新制度は、大阪府議会の令和6年2月定例会を経て正式に決定されます。

# 高校授業料無償化 Q&A



授業料以外も無償になるのですか？

入学金や制服代、修学旅行積立金等は無償化の対象ではありません。入学時の資金調達にお困りの場合は、大阪府育英会の無利子貸付制度がありますので、予約募集にお申し込みください。

※申込締切:令和5年10月上旬頃



世帯所得に関係なく全員が無償になるのであれば、授業料無償化のための手続きは不要ですか？

私立・公立ともに国の就学支援金と大阪府の授業料支援制度両方の申請が必要です。申請は、入学後に高校等を通じて行うため、入学前の手続きは不要です。



進学先の私立高校等が授業料無償化の対象校(就学支援推進校)かどうか知りたい。

大阪府ホームページに令和5年度の就学支援推進校を掲載しています。令和6年度の就学支援推進校は令和5年12月中に公表予定です。



他府県の私立高校や国公立高校への進学を考えていますが、授業料無償化の対象となるかどうかはいつわかりますか？

他府県の対象校は、令和5年12月中に大阪府ホームページで公表予定です。



通信制高校も授業料が無償になりますか？

大阪府内の通信制高校(就学支援推進校に限る)についても、全日制と同様に段階的に所得制限がなくなります。



詳しくはこちらにお問い合わせください

(私立高校等に関すること)

府民お問い合わせセンター ピピっとライン

06-6910-8001

Q 大阪府 私立 無償化



(公立高校等に関すること)

大阪府 教育庁 施設財務課 歳入グループ

06-6941-0351(代表)

※10月以降は、左記のピピットラインへお問い合わせください。